

# KNC NETWORK NEWS

2017年10月21日 発行

経営一言：家庭より大切な仕事はない。5分でもよい真剣に一生懸命接すること。

(マジシャン マリック氏)

－所長コメント：家庭の安定なくして事業の発展はない。まずは身近な処から足元をしっかりと固めることが大切です。－



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

## 気になる記事：

### ① 日産、国内向け出荷停止。不正検査、公表後も4工場で

日産自動車は19日、国内にある6つある完成車の全工場国内向け車両の出荷を停止すると発表した

### ② 神戸製鋼の品質データ改ざん問題

神鋼改ざん、拭えぬ不振。

### ③ 代表取締役全員辞任へ。商工中金、処分対象拡大

政府系の商工組合中央金庫(商工中金)は危機対応融資を巡る不正問題で、3人の代表取締役全員を辞任させる方針を固めた。

## 政治資金、パーティー券寄付金控除にはならず 《税務》

普段は、政治家や政党への政治資金の提供などの出費がかさむ会社や業界もあるでしょう。この費用は、当然、寄付金控除の対象となります。ですが、「政治資金」と考え出資したつもりが、「寄付」とされず、寄付金控除の対象とならない微妙なものがあります。

まず、政治資金パーティー券は、パーティーの対価として支払うものですから、「寄付」とはされません。政党の党費や講演会の会費も同じです。継続的、定期的に納入する金銭であり、一定の規約などに基づいた責務の履行として支払うものですから、寄付金には当たりません。政治活動に関する寄付のうち、労務や事務所の無償提供などはどうでしょうか。これは経済的利益の供与にあたり、租税特別措置法に規定されている「寄付に係る支出金」には該当しません。したがって寄付金控除の対象にはなりません。

## 役員賞与の事前届 《税務》

役員への賞与は基本的に損金にできないので、好業績が続く見込みで翌事業年度も法人税の納税が必要になりそうなら、新しい事業年度が始まってから賞与を支給し、支払い分をその年度の損金にするという方法も検討しましょう。事前に決めた金額を賞与として出すのであれば損金化が認められます。

役員賞与を損金にするには、「役員報酬に関する株主総会の決議日から1カ月」と「決算から4ヶ月」のいずれか早い日までに、支払いの時期と金額を税務署に届け出る必要があります。なお、事前に届け出た支給額と実際の支給額が異なると、支給額的全額が損金になりません。

## 会議の進め方ときまり 《経営》

本来会議は参加者の多くが意見や知恵を出して、価値のある企画や解決策等を見出す事です。特定の人だけが意見を述べて参加者が消極的賛成をするような会議は、単なる報告会に過ぎないかもしれません。これまでに見聞した、会議の類型を幾つかを挙げてみたいと思います。

【類型A】参加者の全員が意欲満々かつ規律正しく発言し、意見を整理する司会者の手際も良くて議案が迅速に決定していく。  
【類型B】参加者が幾つかのグループに分かれ、意見の対立(ケンカ腰の議論)に終始して、結局何一つ決まらない。  
【類型C】司会者(社長・管理者等)を中心に議事が進んで(実は司会者が一番意見を言っている)、意見や反論もほとんど出ずに決定、司会者の報告会のようになっている。

一般に、【類型A】が理想です。会議は事業内容・議案・司会者の性格等によって進め方は異なりますが、共通する課題として次のようなきまりがあると思われます。(1)日時(終了時刻も)・議案・所要時間等を予め決めておく(2)発言者の制限時間(例えば1回2分)を厳守させる(3)遅刻は厳禁とし、途中退席は前もって伝えておいた場合のみ認める(4)議題から外れた発言(これが意外に多い)は司会者が止める(5)必ず記録(議事録)を残す等です。

## 海外に留学中の日本人に通訳を依頼した場合の

### 源泉所得税 《税務》

税務上、「非居住者」が国外で仕事をしたときには日本の所得税は課税されず、会社は所得税の源泉徴収をする必要はありません。また、消費税も対象外になります。

税法では、日本に生活の拠点のある人、または生活の拠点でなくても住む場所が1年以上ある人を「居住者」と定め、それ以外の人を「非居住者」としています。居住者は国内外で得たすべての所得に課税されますが、非居住者は国内で発生した所得にだけ課税されます。

数年前から留学をしていれば非居住者であり、通訳業務が国外で行われているので所得税が課税されず、また消費税も対象外となります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。